

廃棄物処理事業の内容

昭和54年2月6日	岡山県で産業廃棄物処理業の許可(埋立)を取得 廃棄物の種類:燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る)、廃プラスチック類、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、建築廃材、ダスト類、 産業廃棄物処理物(コンクリート固化物)
昭和59年3月14日	産業廃棄物処理業の変更許可(中間処理[汚泥コンクリート固化]の追加) 廃棄物の種類:汚泥
平成1年3月27日	産業廃棄物処理業の変更許可(中間処理の能力増大)
平成5年7月21日	岡山県で特別管理産業廃棄物処理業の許可(埋立)を取得 廃棄物の種類:廃石綿等
平成11年3月12日	産業廃棄物処理業の変更許可(中間処理[焼却]の追加) 廃棄物の種類:汚泥、廃プラスチック類
平成13年3月15日	産業廃棄物処理業の変更(中間処理[汚泥コンクリート固化]の廃止)
平成21年3月23日	産業廃棄物処理業の変更 (埋立[廃棄物の条件]の変更・最終処分場[第2処分場]の追加) 変更となった廃棄物の種類(変更後):汚泥(無機性汚泥に限る。)
平成21年3月25日	産業廃棄物処理業の変更(埋立[廃棄物の条件]の変更) 変更となった廃棄物の種類(変更後):産業廃棄物を処理するために処理したもの
平成22年3月24日	産業廃棄物処理業の変更(中間処理[廃棄物の種類]の追加) 廃棄物の種類:紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
平成25年4月19日	産業廃棄物処理業の変更(最終処分場[第1処分場]の埋立終了)
令和5年9月15日	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更 (中間処理(焼却):事業の追加、埋立:廃棄物の種類の追加)